部活動の在り方に関する方針

大阪教育大学附属平野中学校

本方針策定の趣旨等

○ 本方針は、平成３０年３月に示された運動部、また同年 12 月に示された文化部部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを元にして本校の生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部・文化部部活動が以下の点を重視して、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。

・生徒が運動や文化的活動を楽しむことで望ましい習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと

１ 部活動の活動時間及び休養日の設定について

本校の部活動の活動時間は平日終礼後（１６：００前後）から始まり、生徒の最終下校時刻を２月から１０月は１７：３０、１１月から１月は１７：００と設定している。大会等が予定されている日から１週間前から活動時間を３０分間延長することができます。

運動部・文化部部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに従い、学期中週あたり２日以上の休養日を設定します。（平日は少なくとも１日、土曜 日及び日曜日（以下「週末」といいます。）は少なくとも１日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。）

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

２ 部活動の設置数について

本校では生徒や教師の数等の配置状況を踏まえ、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動の設置数について運動部は８、文化部は６とします。新年度当初に部活動実施計画により、各部活動が成立し、年度の終わりに一旦解散し次の年度の生徒や教師の数等の配置状況を踏まえて次年度の実施計画を立案します。

３ 部活動実施計画

・生徒５名以上，顧問教員１名以上の参加があった場合，文化部は文化委員会，体育部は体育委員会に申請し，それぞれの承認を経て代議員会の承認により成立します。ただし，予算をともなう場合は毎年度初めに申請します。（生徒会会則 第３４条）

・文化部は文化委員会，体育部は体育委員会によって管理されます。（同 第３５条）

・各部は部長を選出し，各部長は文化委員として文化委員長が必要と認めた場合には文化委員会，体育委員として体育委員長が必要と認めた場合には体育委員会に出席しなければなりません。（同 ３６条）

・各部の部長は委員長との兼任を認めません。（同 ３７条）

・本会員はどの部にも自由に入部できます。（同 ３８条）

部長会

・部長会は各部の向上を目的とします。（同 ３９条）

１．部長会は文化部長会，体育部長会に分かれ，必要に応じて開かれます。

２．文化部長会は文化委員長，体育部長会は体育委員長が代表者となります。

３．臨時部長会は役員会，会計監査会及び代表者が必要と認めたときに開かれます。